



令和 7 年 7 月 18 日
内閣府政策統括官（防災担当）

永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会 へ公表

令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえ、被害認定調査の改善を図ります ～「罹災証明コーディネーター」の登録、地震に係る調査フローや判定基準の 改善を実施～

令和 6 年能登半島地震において、災害対応経験がある応援職員のノウハウの活用が有効であったことから、罹災証明事務に関するマネジメント業務の経験を有し、発災時に、被災市町村に対し必要な助言等を行う地方自治体の職員を、新たに「罹災証明コーディネーター」として内閣府が登録することとします。

これにより、被災市町村は、希望する場合に「罹災証明コーディネーター」の派遣を要請でき、罹災証明書の交付や被害認定調査の実施を円滑に進めることができます（別紙 1 参照）。

また、住家内部の被害が大きい場合であっても、1 次調査（外観調査）を経た上で 2 次調査（外観＋内部調査）に進むため、判定に時間を要し、公的支援の申請に遅れが生じるケースがあったとの指摘がありました。

このため、市町村の判断により 1 次調査を省略可能とするなど調査の効率化のためのフローの改善を図るほか、1 次調査時点で、簡易に「半壊」と判定できる基準を新たに策定します。

これにより、被害認定調査の効率化が図られ、公的支援が迅速に受けられるようになります（別紙 2 参照）。

これらの措置を通じて、被災者支援の一層の充実化を目指します。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

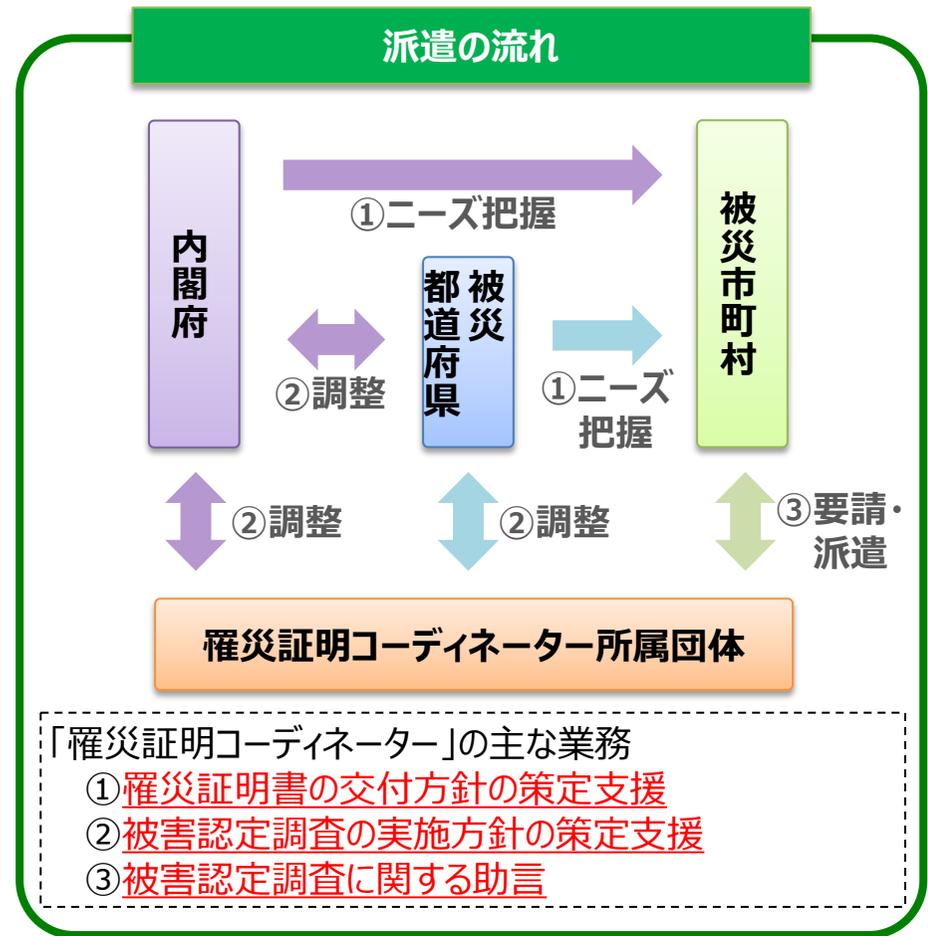
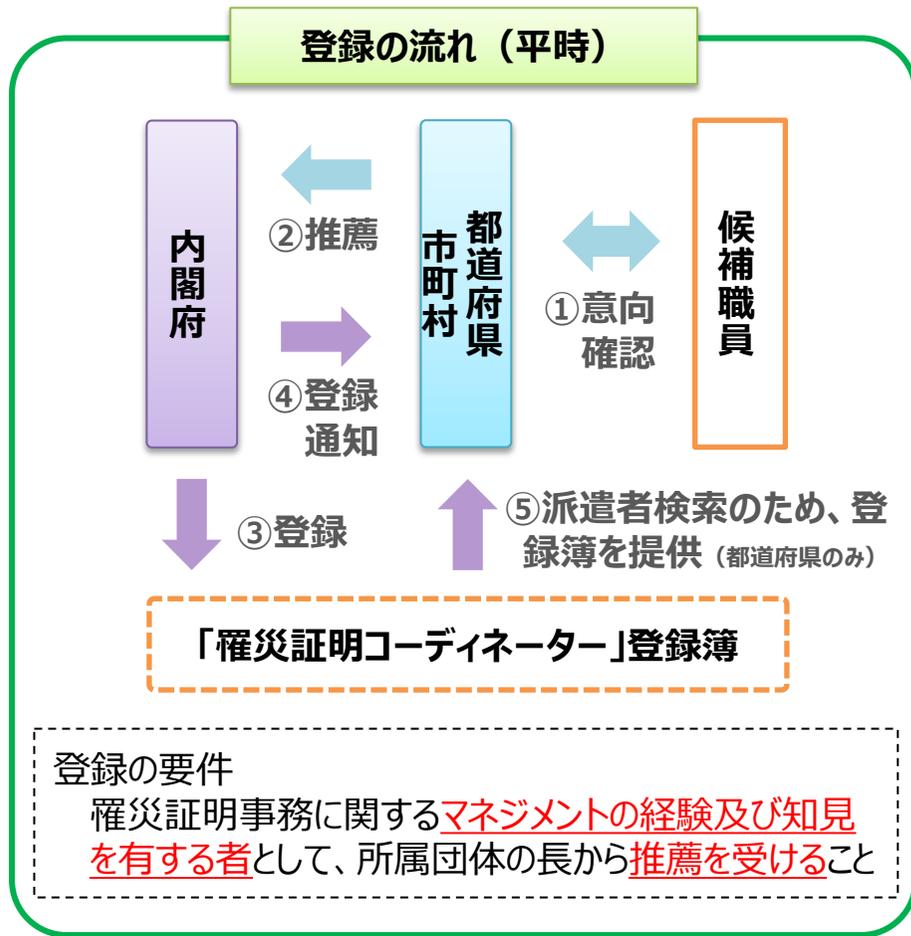
湯浅、白倉、村上、打矢、小柳

TEL 03-5253-2111（内線51280）

03-3503-9394（直通）

「罹災証明コーディネーター」の登録

- 罹災証明書の交付や被害認定調査を円滑に進められるよう、罹災証明事務に関するマネジメント経験等を有する地方自治体の職員を、新たに「罹災証明コーディネーター」として内閣府が登録し、リスト化。
- 発災時には、内閣府及び都道府県が被災市町村の支援ニーズを把握し、「罹災証明コーディネーター」の派遣を調整。



令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）（抄） <令和6年11月 中央防災会議 防災対策実行会議 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討WG>

○自治体における応援人材の確保と災害対応経験職員を活用する仕組みの検討

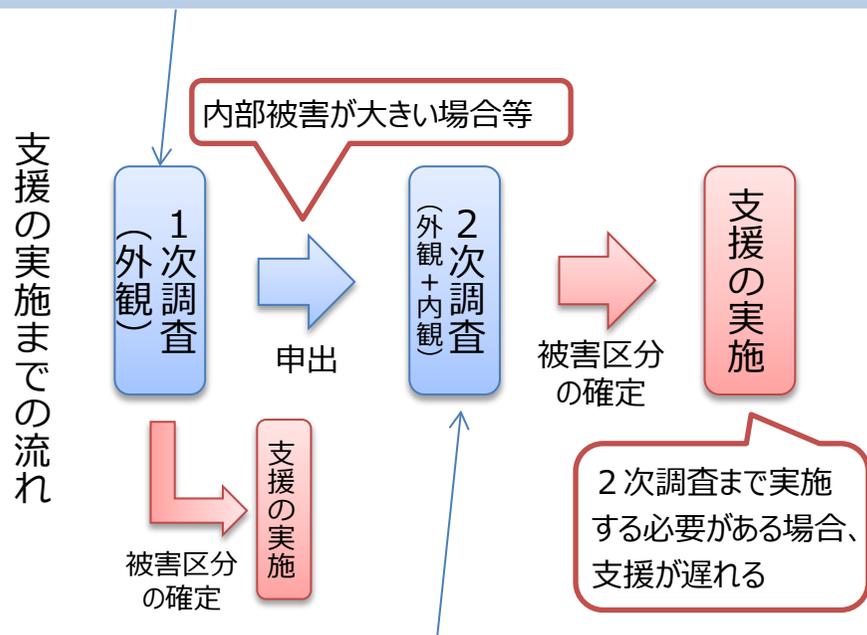
・災害対応経験がある職員の経験を積極的に活用するため、例えば、災害対応経験のある職員を発災直後に被災地に派遣し、被災地に必要なモノ・人等を確認するなど、ノウハウを最大限生かす仕組みを検討すべき。

- ✓ 令和6年能登半島地震では、住家内部の被害が大きい場合であっても、1次調査（外観調査）を経た上で2次調査（外観+内部調査）に進むため、判定に時間を要し、公的支援の申請に遅れが生じるケースがあるとの指摘があった。
- ✓ このため、市町村の判断により1次調査を省略可能とするなど調査の効率化のためのフローの改善を図るほか、1次調査時点で簡易に「半壊」と判定できる基準を新たに策定し、迅速な公的支援につなげる。

R6能登半島地震での課題

課題①

- ◆ 外観被害は少なく、内部被害が大きい場合でも、まず、外観調査である1次調査の実施が必要



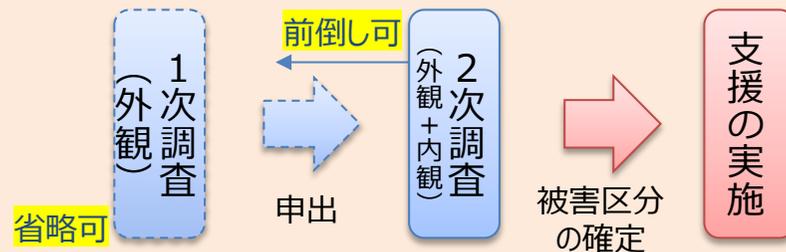
課題②

- ◆ 1次調査で「一部損壊」等でも、2次調査で「半壊」となる例が多数

今回の見直し

改善①

- ◆ 市町村の判断により、1次調査の省略や2次調査の前倒し実施が可能であることを明確化



改善②

- ◆ 計算によらず、1次調査の段階で、外観による「半壊」判定が可能となる基準を新たに策定



「半壊」基準のイメージ

※3つ全て満たす場合

⇒迅速な公的支援の実施につなげる ※その他、所要の改定を実施